

中小企業災害復旧資金の取扱開始について

平成28年台風第10号災害により事業活動に支障が生じている県内中小企業の皆さまに、必要な資金を融資し、経営の安定を支援します。

貸付対象者

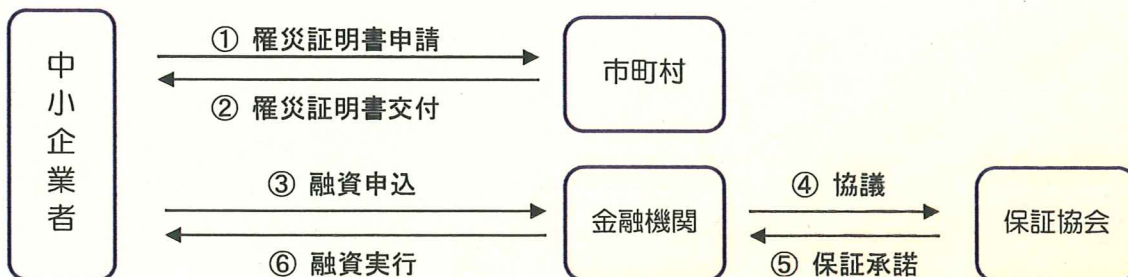
平成28年台風第10号災害により事務所又は事業所に被害を受けた県内中小企業者で、市町村長等が発行する罹災証明書を受けた方。

貸付条件

- ① 資金使途 災害復旧に必要な設備資金、災害の影響により経営安定のために必要な運転資金
- ② 貸付限度額 1,000万円以内
- ③ 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内）
- ④ 貸付利率 貸付期間 3年以内 年1.7%以内【固定】
3年超10年以内 年1.9%以内【固定】
（セーフティネット保証1号～6号該当の場合はさらに年0.1%引下げ）
- ⑤ 担保 不要
（ただし、不動産取得資金の場合は、原則として貸付対象物件を担保とすること）
- ⑥ 保証人 原則として、法人における代表者を除き不要
- ⑦ 信用保証 岩手県信用保証協会の信用保証を付すること
※ 信用保証料は県が全額補給します。

申込方法等

- 取扱金融機関
県内の普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店
- 取扱期間
平成28年9月26日（月）から平成29年3月31日（金）まで
- 申込手続



【問い合わせ先】

《 岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 019-629-5542 》

（岩手県公式ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>）

もしくは、上記の取扱金融機関、岩手県信用保証協会（本所・各支所）

市町村商工担当窓口、商工会議所・商工会、商工会連合会、県広域振興局